

介護職員等特定処遇改善加算における主な取組

有限会社つばさケアサービス

介護職員等特定処遇改善加算の算定するにあたり、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

- 1.介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- 2.介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- 3.介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

この要件に基づいた当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）は以下のとおりです。

<処遇改善加算の取得状況>

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算

<賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容>

①入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
②資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
③両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
④腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
⑤生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
⑥やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善